

平成26年第4回

遠軽町議会定例会会議録（第3号）

平成26年6月11日（水）午前10時00分開議

◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について

- 日程第24 議案第11号 工事請負契約の締結について
日程第25 議案第12号 工事請負契約の締結について
日程第26 議案第13号 工事請負契約の締結について
日程第27 議案第14号 工事請負契約の締結について
日程第28 意見案第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
日程第29 意見案第2号 平成27年度地方財政の充実・強化を求める意見書
日程第30 意見案第3号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書
日程第31 意見案第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など平成27年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書
日程第32 意見案第5号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書
-

◎出席議員（17名）

議長	18番	前田篤秀君	17番	杉本信一君
	1番	今村則康君	2番	岩上孝義君
	3番	佐藤昇君	4番	稲場仁子君
	5番	奥田稔君	6番	山田和夫君
	7番	黒坂貴行君	9番	岩澤武征君
	10番	阿部君枝君	11番	山谷敬二君
	12番	松田良一君	13番	竹中裕志君
	14番	秋元直樹君	15番	高橋義詔君
	16番	一宮龍彦君		

《平成26年6月11日》

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木 修一 君	教育委員会 委員長	新山 史賢 君
代表監査委員	村瀬 光明 君	農業委員会 委員長	石丸 政雄 君

◎説明員

副町長	広井 澄夫 君	総務部長	高橋 義久 君
民生部長	村本 秀敏 君	経済部技監	中川原 英明 君
総務部参与	岡村 宏 君	総務課長	舟木 淳次 君
情報管財課長	中村 哲男 君	企画課長	加藤 俊之 君
財政課長	鈴木 光男 君	保健福祉課長	松橋 行雄 君
住民生活課長	渡辺 喜代則 君	税務課長	会津 靖朗 君
農政林務課主幹	澤口 浩幸 君	商工観光課長	伊藤 雅彦 君
建設課長	山本 善宏 君	水道課長	久保 英之 君
水道課参事	内野 清一 君	会計管理者	小野寺 健 君
保育課長	菊地 隆 君	白滝総合支所長	荒井 正教 君
教育長	河原 英男 君	教育部長	寒河江 陽一 君
教育部総務課長	大貫 雅英 君	監査委員事務局長	伯谷 和昭 君
農業委員会事務局長	安江 陽一郎 君		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	太田 守 君	事務局主幹	河本 伸二 君
庶務・議事担当係長	小玉 美紀子 君		

◎開議宣告

- 議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は、17人であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、奥田議員、竹中議員を指名します。

◎日程追加の議決

- 議長（前田篤秀君） お諮りします。
お手元に配付しました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。これを日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。
したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎日程第24 議案第11号

- 議長（前田篤秀君） 日程第24 議案第11号工事請負契約の締結についてを議題とします。
提出者の説明を求めます。
中村情報管財課長。
- 情報管財課長（中村哲男君） 議案第11号工事請負契約の締結について御説明をいたします。
遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。
契約の目的は、平成25年度栄行団地公営住宅建設工事（3号棟）（建築主体）（繰越）であります。
契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は6,091万2,000円であります。
契約の相手方は、北見市北上777番地、株式会社三共後藤建設代表取締役後藤哲也であります。
この工事につきましては、6月5日、株式会社管野組ほか6者により指名競争入札を行い、株式会社三共後藤建設が6,091万2,000円で落札をしております。入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の7番に記載をしております。

すので、御参照を願います。

株式会社三共後藤建設とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後工事請負契約を締結し、着工の上、平成26年10月31日の完成を予定しております。

なお、本議案の関連工事につきましても、同日、入札を執行しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第11号の質疑を行います。

山田議員。

○6番（山田和夫君） ちょっと単純なことをお聞きします。工事発注状況の欄を見ますと、この栄行団地の公営住宅の建設面積は268.81平米というふうに書いてございます。ところが、これから議案になってまいりますふくろ団地、あるいは丸瀬布のやまなみ団地等々の建設平米数を見てみましても、小さいこの栄行団地が契約単価が高い。1平米当たりの単価で言うと、かなりの差が、この4件で言うと出てまいります。なぜ、この栄行団地がこんなに平米数が少なくても単価が高いのかですね。やまなみ団地というのは、1号棟が、確かあそこは基礎杭を打って、盛り土ですから、地盤沈下をしないようにということでの工事までやっているようなところと比べても高いという、この契約金額ですね。この点について、御説明をお願いしたい。

○議長（前田篤秀君） 山本建設課長。

○建設課長（山本善宏君） 住宅の単価でございますけれども、まず一番大きく違いますのは、平米単価についてでございますけれども、栄行団地につきましては地盤改良が必要な建物になっております。それから、やまなみ団地につきましては、昨年度建てました建物については地盤改良を行っておりますが、今年度、これから建設します住宅については、地耐力が所要の耐力出ておりますので、地盤改良の必要がないという差が出ております。あと、周辺の整備状況も、外構周りも若干の影響は出ております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第11号工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第12号

○議長（前田篤秀君） 日程第25 議案第12号工事請負契約の締結についてを議題と

します。

提出者の説明を求めます。

中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 議案第12号工事請負契約の締結について御説明をいたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成26年度ふくろ団地公営住宅建設工事（A棟）（建築主体）であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は5,853万6,000円であります。

契約の相手方は、茶木・苗田経常建設共同企業体、代表者、紋別郡遠軽町1条通南1丁目8番地13、茶木建設株式会社代表取締役茶木義尚、構成員、紋別郡遠軽町南町3丁目2番地76、苗田建設株式会社代表取締役苗田和彦であります。

この工事につきましては、6月5日、株式会社管野組ほか6者により指名競争入札を行い、茶木・苗田経常建設共同企業体が5,853万6,000円で落札をしております。入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の10番に記載をしておりますので、御参照を願います。

茶木・苗田経常建設共同企業体とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後工事請負契約を締結し、着工の上、平成26年10月31日の完成を予定しております。

なお、本議案の関連工事につきましても、同日、入札を執行しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第12号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第12号工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第13号

○議長（前田篤秀君） 日程第26 議案第13号工事請負契約の締結についてを議題とします。

《平成26年6月11日》

提出者の説明を求めます。

中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 議案第13号工事請負契約の締結について御説明をいたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成26年度ふくろ団地公営住宅建設工事（B棟）（建築主体）であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は6,188万4,000円であります。

契約の相手方は、紋別郡遠軽町南町3丁目4番地39、株式会社丸尾建設代表取締役丸尾国弘であります。

この工事につきましては、6月5日、株式会社管野組ほか6者により指名競争入札を行い、株式会社丸尾建設が6,188万4,000円で落札をしております。入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の13番に記載をしておりますので、御参照を願います。

株式会社丸尾建設とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後工事請負契約を締結し、着工の上、平成26年10月31日の完成を予定しております。

なお、本議案の関連工事につきましても、同日、入札を執行しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第13号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第13号工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第14号

○議長（前田篤秀君） 日程第27 議案第14号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

中村情報管財課長。

《平成26年6月11日》

○情報管財課長（中村哲男君） 議案第14号工事請負契約の締結について御説明をいたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成26年度やまなみ団地公営住宅建設工事（2号棟）（建築主体）であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は5,883万8,400円であります。

契約の相手方は、紋別郡遠軽町丸瀬布東町98番地、株式会社管野組代表取締役社長管野伸一であります。

この工事につきましては、6月5日、株式会社管野組ほか6者により指名競争入札を行い、株式会社管野組が5,883万8,400円で落札しております。入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の16番に記載をしておりますので、御参照を願います。

株式会社管野組とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後工事請負契約を締結し、着工の上、平成26年10月31日の完成を予定しております。

なお、本議案の関連工事につきましても、同日、入札を執行しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第14号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第14号工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第28 意見案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第28 意見案第1号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

阿部議員。

○10番（阿部君枝君） ー登壇ー

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について、概要を一部読

み上げて提案いたします。

我が国において、ウイルス性肝炎、特にB型、C型肝炎の患者が蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは肝炎対策基本法などでも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。特に肝硬変、肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障がい認定の対象とされているものの医学上の認定基準が極めて厳しいため、現在の制度は肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時には、とりわけ、肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めていることとの附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変、肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変、肝がん患者への医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。よって、国においては、下記事項を実現するよう強く要望する。

一つ、ウイルス性肝硬変、肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。

二つ、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年6月11日、北海道遠軽町議会。

提出先といたしまして、衆参両院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。

議員各位の御賛同、よろしくお願い申し上げます。

説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第1号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を採決します。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係行政庁に送付します。

《平成26年6月11日》

◎日程第 2 9 意見案第 2 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 2 9 意見案第 2 号平成 2 7 年度地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

稲場議員。

○4 番（稲場仁子君） ー登壇ー

平成 2 7 年度地方財政の充実・強化を求める意見書について、記以下を読み上げて提案いたします。

1、地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決定するのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。

2、社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大を図ること。

3、復興交付金については、国の関与の縮小を図り、採択要件を緩和し、被災自治体が復興事業をより柔軟に活用できるよう早急に改善すること。また、被災地の復興状況を踏まえ、集中復興期間が終了する平成 2 8 年度以降においても、復興交付金、震災復興特別交付金を継続して確保すること。

4、法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などを通じ、地方税財源の確保を図った上で、地方財政に影響を与えることのないようにすること。また、法人事業税については、安定的な税収確保や地域偏在性の縮小を目指す観点から、現行の外形標準課税の充実を図ること。

5、償却資産に係る固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。

6、地方財政の別枠加算、歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、増大する地方自治体の財政需要に対応し、臨時的な財源から、社会保障や環境対策などの経済的な経費に対応する財源へと位置付けを改めること。

7、地方交付税の財源保障機能、財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講じること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 2 6 年 6 月 1 1 日、北海道遠軽町議会。

提出先といたしまして、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣、経済産業大臣であります。

《平成 2 6 年 6 月 1 1 日》

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

一宮議員。

○16番（一宮龍彦君） まことに小さなことで悪いのですが、今6番目の項目を読まれたときに、文章では地方交付税と言っているのですが、発言の中では財政、町財政ということと言われたというようなことなので、記録の訂正をお願いしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○4番（稲場仁子君） 失礼いたしました。私の読み間違いでございます。後ほど訂正をお願いいたします。地方交付税でございます。

○議長（前田篤秀君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第2号平成27年度地方財政の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を関係行政庁に送付します。

◎日程第30 意見案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第30 意見案第3号「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

秋元議員。

○14番（秋元直樹君） ー登壇ー

「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書について、概要を一部読み上げて提案いたします。

手話とは、日本語を音声ではなく、手指や体の動き、表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。

音声がかえらない、音声で話すことができないなど、聴覚障がい者にとって、日常生活や社会生活を営む上で、手話は大切な情報獲得とコミュニケーションの手段である。しかしながら、我が国で手話は、日本語の習得を妨げるものと誤解され、多くの学校で手話を使うことが制限されてきた長い歴史があった。

国連総会において採択された障害者権利条約に、言語とは音声言語及び手話その他の形態の非音声言語を言うことと定義され、手話が言語に含まれることが明記された。我が国は、

《平成26年6月11日》

平成19年9月にこの条約に署名したものの、権利条約批准当たり、必要な国内法の整備が必要なため、平成23年7月、障害者基本法を改正し、手話が言語であることを明確に位置付けた。

しかし、この規定だけでは不十分であり、権利条約で言語に関連して置かれているさまざまな規定に対応し、手話言語に関する手話を獲得する、手話で学ぶなどの権利を保障するためには、専門法である手話言語法の制定が必要である。

よって、国においては手話言語法（仮称）を制定するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成26年6月11日、北海道遠軽町議会。

提出先といたしまして、衆参両院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第3号手話言語法（仮称）の制定を求める意見書を採決します。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係行政庁に送付します。

◎日程第31 意見案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第31 意見案第4号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など平成27年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

稲場議員。

○4番（稲場仁子君） —登壇—

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など平成27年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書について、記以下を読み上げて提案いたします。

1、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を2分の1に復元すること。

2、30人以下学級の早期実現に向けて、小学校1年生から中学校3年生の学級編成標

準を順次改定すること。当面、新たな教職員定数改善計画を早期に実施すること。また、住む地域に関係なく、子供たちの教育を保障するために、複式学級の解消に必要な教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。

3、子供たちや学校、地域の特性に合った教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭、養護教諭、事務職員の全校配置を実現すること。

4、給食費、修学旅行費、教材費など、保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

5、就学援助制度の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年6月11日、北海道遠軽町議会。

提出先としまして、衆参両院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第4号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など平成27年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係行政庁に送付いたします。

◎日程第32 意見案第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第32 意見案第5号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

稲場議員。

○4番（稲場仁子君） ー登壇ー

道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書について、記以下を読み上げて提案いたします。

《平成26年6月11日》

1、道教委が平成18年に策定した新たな高校教育に関する指針は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。

2、公立高校配置計画については、子ども、保護者、地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。

3、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、遠距離通学費等補助制度の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。

4、障がいのある、なしにかかわらず、希望する全ての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年6月11日、北海道遠軽町議会。

提出先といたしまして、北海道教育委員会委員長、北海道教育委員会教育長、北海道知事、北海道議会議長であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第5号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書を採決します。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、関係行政庁に送付いたします。

◎閉会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、本定例会の会議に付された事件は、全部終了しました。会議を閉じます。

以上で、平成26年第4回遠軽町議会定例会を閉会します。

午前10時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 前田篤秀

署名議員 奥田 稔

署名議員 所中裕志